

# 不織布製品の抗ウイルス性能の 評価と表示に関する自主基準

作成：令和4年9月9日

(一社) 日本衛生材料工業連合会  
日本清浄紙綿類工業会

## 目次

序文.....	2
1. 目的 .....	2
2. 適用製品 .....	2
3. 抗ウイルスの定義 .....	2
4. 製品の抗ウイルス性能基準.....	2
5. 製品の安全性基準 .....	2
6. 表示基準.....	3
6.1. 表示項目 .....	3
6.2. 規制項目 .....	3
7. 運用 .....	3
7.1. 抗ウイルス性能基準の確認と成績書の保管.....	3
7.2. 市買調査.....	4

## 序文

近年、消費者ニーズの多様化に伴い、「除菌」「抗菌」を標榜するウェットワイパー類が日常生活で広く使用されるようになってきている。2020年、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、抗ウイルスを標榜する商品も散見されるようになった。

しかし除菌や抗ウイルスの効能効果の標榜は医薬品医療機器等法により厳密に制限されている。そこで、日本清浄紙綿類工業会（以下、日清工という）では、「抗ウイルス性能の評価と表示に関する自主基準（以下、本自主基準という）」を新たに制定した。

そして本自主基準は、日清工が定める「ウェットワイパー類の自主基準」が対象とするウェットワイパー類に適用される。

## 1. 目的

本自主基準は、抗ウイルス性能を標榜するウェットワイパー類において、基本的な性能試験方法・性能基準・安全性基準・表示基準を定め、製品の一定の性能を担保し、消費者の適正な使用と安全性を確保するとともに、ウェットワイパー類で抗ウイルス訴求に関して指針を示すことを目的とする。

## 2. 適用製品

本自主基準は、日清工が取り扱う雑品の対人専用および対物・対人用のウェットワイパー類において、容器、基布、包材など製品自身の抗ウイルス性能について適用される。

拭き取ることによる対象物の除ウイルス効果については対象外とする。

## 3. 抗ウイルスの定義

本自主基準における「抗ウイルス」の定義とは、容器、基布、包材など製品自身にウイルスが付着した場合に、対象表面より増殖可能なウイルス数を有効量減少させることとする。

拭き取り後の物質表面には適用されない。

## 4. 製品の抗ウイルス性能基準

抗ウイルスを標榜するウェットワイパー類を製造又は販売する者は、製品の性能を本自主基準で定める試験方法で、自らが実施又は第三者機関等への委託のいずれかにより、下記性能基準を満たしていることを確認しなければならない。

抗ウイルス性能試験

- JIS L1922
- ISO21702

供試ウイルス：インフルエンザウイルス、ネコカリシウイルスの2種

抗ウイルス活性値：上記供試ウイルスすべてに対し、2以上

## 5. 製品の安全性基準

抗ウイルス性能を標榜するウェットワイパー類を製造又は販売する者は、日清工が別途定める「ウェットワイパー類の自主基準」等で規定される安全・衛生自主基準を遵守すると共に、配合成分についても、原料メーカーからの安全性データまたは自社データにより、その安全性を確認しなければならない。また、必要に応じ、最終製品での試験を実施し製品の安全性を確認すること。

## 6. 表示基準

抗ウイルス性能を標榜するウェットワイパー類を製造又は販売する者は、日清工が別途定める「ウェットワイパー類の自主基準」等で規定される表示・広告自主基準と共に、下記項目も遵守しなければならない。

### 6.1. 表示項目

- 「この容器には抗ウイルス加工を施しました」
- 「この包材には抗ウイルス加工を施しました」
- 「この基布には抗ウイルス加工を施しました」

上記に併記する形で

- 「すべてのウイルスに効果があるわけではありません」

### 6.2. 規制項目

薬機法を遵守し、商品が人体や器物の抗ウイルスを想起させるなど消費者に誤認を与える表現をしてはならない。

製品の容器または被包の他、パンフレット、広告、ホームページ等に以下の字句、イラスト、図案及び写真を表示してはならない。

- (1) 対象物からウイルスを除く表現  
(例) ウイルス除去、ウイルスも拭き取れる
- (2) ウイルス自身への効果を標榜する表現  
(例) ウイルスをやっつける、ウイルスを 99%削減、ウイルスを不活化、ウイルスに効く
- (3) 薬理効果による表現  
(例) 薬液による抗ウイルス効果、抗ウイルス剤配合、抗ウイルス処方
- (4) 健康被害を軽減または防止させるような表現  
(例) 新型コロナウイルスに

## 7. 運用

### 7.1. 抗ウイルス性能基準の確認と成績書の保管

抗ウイルス性能を標榜する不織布製品を製造又は販売する者は、当該製品の性能試験を下記条件に該当する試験機関（認定試験機関）で試験を行い、性能を証明する試験成績書にて性能基準を満たしていることを確認すること。また、当該試験成績書は事前に日衛連事務局に提出すること。

認定試験機関：

- 日清工が認めた試験機関は、ホームページにて公開する。

なお品目の同一性は各社で判断すること。抗ウイルス加工を施した部位が基布の場合、基布組成が異なるもの、薬液成分の組成が異なるものは別品目とみなす。

一方、容器や包材に抗ウイルス加工を施した場合、同じ物を複数商品で使用する場合には同一品目とみなす。

## 7.2. 市買調査

日清工は、抗ウイルス性能を標榜する不織布製品を無作為に選択し、当該製品を製造している会社に適時データの提出を求める。また、市場の抗ウイルス加工を標榜する不織布製品を無作為に選択し、抗ウイルス性能を第三者試験機関で評価する。

以上

付則 令和4年9月9日制定